

# 請 願 書

日本国憲法第九条改正については慎重に取り扱うよう

意見書提出を求める請願

紹介議員

田 辺 淳  
山 口 公悦

朝霞市議会議員 野本一幸様

日本国憲法第九条改正については慎重に取り扱うよう意見書提出を求める請願

請願の趣旨

日本国憲法第九条の改正の発議については、慎重に取り扱うよう国会に意見書を提出してください。

請願の理由

私たちは2年前から日本国憲法の条文を学び、語り合う「あさか憲法カフェ」を毎月開催し、5月には20回目を迎えました。カフェは誰でも自由に参加でき、第1条から憲法条文を読み合わせています。憲法を学ぶにつれ、日本国憲法の大切さを深く認識しつつあります。

つきましては、国会において日本国憲法第九条の改定についての議論が開始されました。近年、国連を中心とする国際貢献の必要性や安全保障環境の変化に対応して、憲法九条の改定をすべきとする意見があり、一方で現行の九条こそが国際平和に貢献しうるものであり、また九条を改定することが安全保障環境に悪影響を及ぼしかねないとの意見もあります。

自衛隊についても、災害救助等の活動が評価される一方で、憲法に明記することについては、国民の中にさまざまな意見があります。

過去の戦争における苦難の歴史を経た日本国民は、心から平和を願っています。憲法九条について、その存在によって日本国民が戦後70余年にわたって平和を享受してきたとの多くの国民の声があり、いま改定を急ぐことについては慎重にすべきとの意見が広く存在します。

このような憲法の改定についてさまざまな意見や考え方がある状況において、性急に憲法九条の改定を行うのではなく、一人ひとりの国民の思いに寄り添い、さまざまな意見をくみ取り、丁寧かつ慎重な議論によって国民的な合意形成をはかることこそが広範な国民の平和への願いに応える道です。

朝霞市には陸上自衛隊朝霞駐屯地があり、多くの自衛隊員の家族も暮らしています。「平和都市宣言」を持つ朝霞市民として、日本国憲法九条の改正の発議については、慎重に取り扱われるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国会への意見書を提出されるよう求めます。

上記のとおり請願します。

2018年5月28日

あさか憲法カフェ実行委員会

呼びかけ人 園 サトル

朝霞市本町1-37-13

世話人 大野 良夫  
同 関谷 麻智子  
同 真下 広生